

議案第31号

湯河原町国民健康保険条例の一部改正について

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

湯河原町長 富田 幸宏

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ及び軽減判定所得の算定方法を見直すほか、国民健康保険法の一部改正に伴い、退職者医療制度の経過措置が廃止されたため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

湯河原町国民健康保険条例（昭和34年湯河原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第8条の4の見出し及び同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の2及び第11条の3を次のように改める。

第11条の2及び第11条の3 削除

第11条の5及び第11条の5の2を次のように改める。

第11条の5及び第11条の5の2 削除

第11条の6中「又は第11条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の4の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の4第1項において同じ。）」を削る。

第11条の6の2の見出し及び同条中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の

規定により読み替えられた」を削る。

第11条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第11条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の6の6の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の6の7及び第11条の6の8を次のように改める。

第11条の6の7及び第11条の6の8 削除

第11条の6の10及び第11条の6の11を次のように改める。

第11条の6の10及び第11条の6の11 削除

第11条の6の12中「又は第11条の6の7」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の4第1項において同じ。）」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第11条の7第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条第1項中「、若しくは国民健康保険法施行令」を「若しくは国民健康保険法施行令」に改め、「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「、第11条の2」及び「若しくは第11条の6の7」を削り、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第11条の5」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「、第11条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第11条の6の7」及び「若しくは第11条の5」を削る。

第16条の4第1項中「又は第11条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第11条の2」を削り、「、読み替える」を「読み替える」に改める。

第16条の6第1項中「又は第11条の5」を削り、同条第3項中「又は第11条の5」、「又は第11条の6の10」及び「、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第11条の5」を削り、同条第6項中「又は第11条の5」、「又は第11条の6の10」及び「、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の6第2項」と」を削る。

第16条の7第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第3項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に、「第2項」

を「前項」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第11条の2」を削り、同条第7項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に、「第6項」を「前項」に改め、同条第8項中「又は第11条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の湯河原町国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>) 第8条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)</u>以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る<u>基礎賦課額</u>(第16条の4、第16条の6及び第16条の7の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「<u>基礎賦課総額</u>」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。)</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。)</u>の額 イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)	(基礎賦課総額) 第8条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第16条の4、第16条の6及び第16条の7の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「<u>基礎賦課総額</u>」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額 イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)	

現 行	改 正 後	備 考
の納付に要する費用（<u>県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限り、<u>県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等</u>（以下「後期高齢者支援金等」という。）、<u>高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等</u>（以下「病床転換支援金等」という。）及び<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金</u>（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額 ウ （略） ― オ （略） カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費</u>	の納付に要する費用（<u>県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等</u>（以下「後期高齢者支援金等」という。）、<u>高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等</u>（以下「病床転換支援金等」という。）及び<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金</u>（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額 ウ （略） ― オ （略） カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（<u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。</u>）	

現 行	改 正 後	備 考
用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。） <u>及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</u> (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア （略） イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（<u>エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。</u>）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた	(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア （略） イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額	

現 行	改 正 後	備 考
<u>法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額</u> エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</u>） （<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>） 第8条の4 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。</u> （<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定</u>） 第9条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得</u>	エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u> （基礎賦課額） 第8条の4 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する<u>被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</u> （基礎賦課額の所得割額の算定） 第9条 前条の所得割額は、<u>被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び</u>	

現 行	改 正 後	備 考
金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等	山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等	

現 行	改 正 後	備 考
に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条の4第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条の4において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第11条の所得割の保険料率を乗	に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条の4第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条の4において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第11条の所得割の保険料率を乗	

現 行	改 正 後	備 考
じて算定する。 2 (略) (<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率</u>) 第11条 <u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率</u>は次のとおりとする。 (1) (略) (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における<u>一般被保険者</u>の数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における<u>一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者</u>（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>一般被保険者が属する世帯</u>であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世	じて算定する。 2 (略) (基礎賦課額の保険料率) 第11条 基礎賦課額の保険料率は次のとおりとする。 (1) (略) (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における<u>被保険者</u>の数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における<u>被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者</u>（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>被保険者が属する世帯</u>であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所	

現 行	改 正 後	備 考
帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ （略） ウ （略） 2 （略） 3 （略） <u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額）</u> <u>第11条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</u> <u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</u> <u>第11条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第11条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> <u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）</u> <u>第11条の5 第11条の2の被保険者均等割額は、第11条の規定に</u>	属者と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ （略） ウ （略） 2 （略） 3 （略） 第11条の2 及び第11条の3 削除 第11条の5 及び第11条の5の2 削除	

現 行	改 正 後	備 考
より算定した額と同額とする。 <u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</u> 第11条の5の2 第11条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条第1項第3号アに定めるところにより算定した額 (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条第1項第3号イに定めるところにより算定した額 (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額 (基礎賦課限度額) 第11条の6 第8条の4 又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の4の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の4第1項において同じ。）は、65万円を超えるこ	(基礎賦課限度額) 第11条の6 第8条の4の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。	

現 行	改 正 後	備 考
とができない。 (<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額</u>) 第11条の6の2 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>(第16条の4、第16条の6及び第16条の7の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、<u>県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限る。次号において同じ。) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則<u>第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額	(後期高齢者支援金等賦課総額) 第11条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第16条の4、第16条の6及び第16条の7の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則<u>第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額	

現 行	改 正 後	備 考
イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額 （<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額） 第11条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）</u>の合計額とする。 （<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定） 第11条の6の4 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る</u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第11条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。 （<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第11条の6の6 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額 （後期高齢者支援金等賦課額） 第11条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</u> （後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定） 第11条の6の4 前条の所得割額は、<u>被保険者に係る</u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第11条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。 （後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第11条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	

現 行	改 正 後	備 考
(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を<u>一般被保険者</u>に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における<u>一般被保険者</u>の数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における<u>一般被保険者</u>が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ (略) ウ (略) 2 (略) 3 (略) <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u> 第11条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後	(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を<u>被保険者</u>に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における<u>被保険者</u>の数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における<u>被保険者</u>が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ (略) ウ (略) 2 (略) 3 (略) 第11条の6の7及び第11条の6の8 削除	

現 行	改 正 後	備 考
<u>期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</u> <u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</u> <u>第11条の6の8 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第11条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> <u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）</u> <u>第11条の6の10 第11条の6の7の被保険者均等割額は、第11条の6の6の規定により算定した額と同額とする。</u> <u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）</u> <u>第11条の6の11 第11条の6の7の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> <u>（1）次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の6の6第1項第3号アに定めるところにより算定した額</u> <u>（2）特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月</u>	第11条の6の10及び第11条の6の11 削除	

現 行	改 正 後	備 考
<u>以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条の6の6第1項第3号イに定めるところにより算定した額</u> (3) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条の6の6第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</u> （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の4第1項において同じ。）は、<u>22万円</u>を超えることができない。 （介護納付金賦課総額） 第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条の4及び第16条の7の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額	（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第11条の6の12 第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。 （介護納付金賦課総額） 第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条の4及び第16条の7の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額	

現 行	改 正 後	備 考
の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額 （賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合） 第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、<u>若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する</u>	の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額 （賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合） 第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった<u>若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する</u>	

現 行	改 正 後	備 考
特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった<u>若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合</u>における当該納付義務者に係る第8条の4、<u>第11条の2、第11条の6の3若しくは第11条の6の7の額</u>（被保険者数が増加<u>又は減少</u>した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第11条の8の額又は第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の6第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第11条若しくは第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の6第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の7第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号ま	特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第8条の4、第11条の6の3の額（被保険者数が増加<u>若しくは減少</u>した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）<u>又は特例対象被保険者等となった場合</u>における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第11条の8の額又は第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の6第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の6第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の7第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が	

現 行	改 正 後	備 考
での規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割りをもって行う。 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第8条の4、<u>第11条の2、第11条の6の3若しくは第11条の6の7の額</u>若しくは第11条の8の額又は第16条の4第1項各号に定める額、第16条の6第1項に定める第11条若しくは第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割額の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の6第4項第1号に定める額、第16条の7第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。 (低所得者の保険料の減額) 第16条の4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険	減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第8条の4 <u>若しくは第11条の6の3の額</u>若しくは第11条の8の額又は第16条の4第1項各号に定める額、第16条の6第1項に定める第11条の基礎賦課額の被保険者均等割額の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の6第4項第1号に定める額、第16条の7第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。 (低所得者の保険料の減額) 第16条の4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険	

現 行	改 正 後	備 考
料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>29万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア (略) イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金	料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>29万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア (略) イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金	

現 行	改 正 後	備 考
額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>53万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア （略） イ （略） 2 （略） 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3 <u>又は第11条の6の7</u>」と、「65万円」とあ	額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>54万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア （略） イ （略） 2 （略） 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の6の3」と、「65万円」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第11	

現 行	改 正 後	備 考
るのは「<u>22万円</u>」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と、<u>読み替えるものとする。</u> （未就学児の被保険者均等割額の減額） 第16条の6 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。 2 （略） 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の6又は第11条の	条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と<u>読み替えるものとする。</u> （未就学児の被保険者均等割額の減額） 第16条の6 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。 2 （略） 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と、前項中「第11条第3項」	

現 行	改 正 後	備 考
<u>6の10」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の6第2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</u> 4 当該年度において、第16条の4に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。 (1) 第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の4第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額 (2) (略) 5 (略) 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「<u>第11条の6の6又は第11条の6の10」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の6第2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</u> (出産被保険者の保険料の減額)	とあるのは「第11条の6の6第3項」と読み替えるものとする。 4 当該年度において、第16条の4に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。 (1) 第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の4第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額 (2) (略) 5 (略) 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「<u>第11条の6の6</u>」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の6第3項」と読み替えるものとする。 (出産被保険者の保険料の減額)	

現 行	改 正 後	備 考
第16条の7 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4又は<u>第11条の2</u>の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4又は<u>第11条の2</u>」とあるのは「<u>第11条の6の3</u>又は<u>第11条の6の7</u>」と、「65万円」とあるのは「<u>22万円</u>」と、<u>第2項中</u>「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4又は<u>第11条の2</u>」とあるのは「<u>第11条の8</u>」と、「65万円」	第16条の7 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「<u>第11条の6の3</u>」と、「65万円」とあるのは「<u>24万円</u>」と、<u>前項中</u>「第11条」とあるのは「<u>第11条の6の6</u>」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「<u>第11条の8</u>」と、「65万円」とあるのは「17	

現 行	改 正 後	備 考
とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。 5 当該年度において、第16条の4に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条の4又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。 (1) (略) (2) (略) 6 (略) 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4又は	万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。 5 当該年度において、第16条の4に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。 (1) (略) (2) (略) 6 (略) 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第11条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」と	

現 行	改 正 後	備 考
第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。	あるのは「第11条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の湯河原町国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。	

湯河原町国民健康保険条例の一部改正の概要について

◆主な改正内容

1 賦課限度額の引上げ【第11条の6の12】

国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を引き上げるもの。

区 分	限度額合計	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額
現 行	<u>104万円</u>	65万円	<u>22万円</u>	17万円
改正後 (増加額)	<u>106万円</u> (+ 2 万円)	65万円 (増額なし)	<u>24万円</u> (+ 2 万円)	17万円 (増額なし)

2 軽減判定所得の引上げ【第16条の4】

国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を引き上げるもの。

区 分	5割軽減	2割軽減
現 行	<u>29万円</u>	<u>53万 5 千円</u>
改正後 (増加額)	<u>29万 5 千円</u> (+ 5 千円)	<u>54万 5 千円</u> (+ 1 万円)

(例) 5割軽減(世帯主と家族2人の3人世帯の場合)

【現 行】290,000円 × 3人 + 430,000円 = 1,300,000円

【改正後】295,000円 × 3人 + 430,000円 = 1,315,000円

上記額以下の場合に対象となります。(15,000円の増額)

(例) 2割軽減(世帯主と家族2人の3人世帯の場合)

【現 行】535,000円 × 3人 + 430,000円 = 2,035,000円

【改正後】545,000円 × 3人 + 430,000円 = 2,065,000円

上記額以下の場合に対象となります。(30,000円の増額)

3 退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う所要の改正

退職被保険者の全員が65歳となり、一般被保険者となるまでは、経過措置により、制度が継続されていたもので、その経過措置が令和6年3月末で廃止となるもの。